

公 示

次のとおり、企画書の募集を行います。

令和8年5月1日

原子力規制委員会原子力規制庁
長官官房総務課情報システム室長 栗原 睦

1 業務名

令和8年度原子力規制委員会PMO支援業務

2 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 原子力規制委員会から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。
- (4) 令和07・08・09年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること。
- (5) 企画競争説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。
- (6) 組織の実績・資格等
 - ① 請負者は、下記の資格及び実績を有すること。
 - ・本業務を実施する組織（会社全体または所属部門）において ISO27001（ISMS）の認証を取得していること。
 - ・本業務を実施する組織（会社全体又は所属部門）において ISO9001（QMS）の認証を取得していること、又はこれと同等の品質システムを有していること。
 - ② 官公庁に対する技術アドバイザー業務、大規模システムの企画、調達、構築、運営に関わるプロジェクトマネジメント支援業務、その他本業務に類する業務の実績を有すること。
- (7) 従事者の実績・資格等
 - ① 本業務の主要担当者において、以下（ア）及び（イ）の資格のいずれかを有し、（ウ）の管理能力を有する者がいること。（複数者で満たすことを可とする。）
 - （ア）・PMP（Project Management Professional）
 - ・情報処理技術者試験のプロジェクトマネージャ
 - （イ）・IT コーディネータ
 - ・IT ストラテジスト
 - （ウ）・経済産業省の IT スキル標準（ITSS）に基づくプロジェクトマネジメント職種、コンサルタント職種のレベル5以上のプロジェクト管理能力
 - ② 本業務の主要担当者またはバックアップ担当者に、情報セキュリティ及びシステ

ム監査に係る以下の資格のいずれかを有すること。

- ・公認情報システム監査人 (CISA)
- ・公認情報セキュリティマネージャー (CISM)
- ・CISSP (Certified Information Systems Security Professional)
- ・情報処理技術者試験の以下の区分
 - －情報処理安全確保支援士及びシステムアーキテクト

③ 業務に従事する全ての者が、デジタル社会推進標準ガイドライン群について理解しており、関連する業務経験を有すること。

3 契約候補者の選定方法

「令和8年度原子力規制委員会PMO支援業務」に関する企画競争説明書に基づき、提出された企画書等について審査を行い、契約候補者として1者を選定する。ただし、優秀な企画書等の提出が無い場合は、この限りでない。

4 企画競争説明書の交付及び問い合わせ先

(1) 企画競争説明書の交付

原子力規制庁ホームページの「調達情報」から「物品・役務」>「企画競争・公募等」より必要な件名を選択し、企画競争説明書のファイルが添付されているので、ダウンロードして入手すること。

<https://www.nra.go.jp/nra/chotatsu/buppin-itaku/buppin/index.html#kikakukyousou>

(2) 問い合わせ先

〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル5階

原子力規制委員会原子力規制庁

長官官房総務課情報システム室 担当 山崎

TEL 03-5114-2130

メールアドレス nra_pmo@nra.go.jp

5 企画競争に係る説明会について

本業務においては、企画競争に係る説明会を実施しない。

6 企画書募集に関する質問の受付及び回答

質問は、電子メールにて受け付ける。

(1) 受付先 4(2)に同じ

(2) 受付期間 令和8年5月12日(火)12時00分まで

(3) 回答 令和8年5月14日(木)17時00分までに、企画競争参加者に対してメールにより行う。

7 企画書等の提出期限等

- (1) 提出期限 令和8年5月21日(木) 12時00分
- (2) 提出先 4(2)に同じ
- (3) 提出方法 電子メール、持参又は郵送(提出期限必着)による。
郵送する場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。

8 企画提案会の開催

- (1) 必要に応じて企画提案会を開催する。開催する場合には、開催場所、説明時間、出席者数の制限等について、有効な企画書等を提出した者に対して、別途連絡する。
- (2) 上記により連絡を受けた者は、指定された場所及び時間において、提出した企画書等の説明を行うものとする。

9 企画書等の無効

本公示に示した参加資格を満たさない者の企画書等は、無効とする。

10 その他

本公示に記載なき事項は、企画競争説明書による。

(参 考)

予算決算及び会計令（抜粋）

（一般競争に参加させることができない者）

第七十条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

（一般競争に参加させないことができる者）

第七十一条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。